

介護保険システム等標準化検討会 第2回議事概要

日時：令和3年9月15日（水）15:30～16:40

場所：日本コンピュータ株式会社 東京本社セミナールームA・B 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（座長）

出席 生田 正幸 関西学院大学人間福祉学部教授

（構成員）

出席 後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

出席 森岡 有子 川口市福祉部介護保険課長

出席 谷萩 賢治 板橋区健康生きがい部介護保険課 係長（代理出席）

出席 青木 一広 川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

出席 石川 孝 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課長

出席 渡部 俊樹 出雲市健康福祉部高齢者福祉課 課長補佐

出席 坂口 俊夫 株式会社RKKCS 次世代システム開発部 次長（代理出席）

出席 末武 純 Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 第3開発課長

出席 中西 稔 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ

出席 荻原 宏二 株式会社電算 公共ソリューション2部

出席 濱田 裕介 株式会社アイネス 公共ソリューション本部

東日本基幹ソリューション部 首都圏第七課 主任

出席 玉置 直人 日本電気株式会社 公共システム開発本部 マネージャー

出席 村上 朋博 株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部

第二開発本部 第二開発部 課長

出席 田中 卓 富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部

社会保障ソリューション事業部 第一ソリューション部 マネージャー

（オブザーバー）

出席 尾崎 智晴 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室

欠席 伊藤 豪一 デジタル庁 プロジェクトマネージャー

出席 前田 みゆき デジタル庁 プロジェクトマネージャー

欠席 池端 桃子 デジタル庁 プロジェクトマネージャー

出席 丸尾 豊 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐

出席 清水 康充 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐

出席 吉積 亮 デジタル庁統括官付参事官付

欠席 羽田 翔 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 室長補佐

出席 須磨田 正弘 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐

出席 島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐

老健局介護保険計画課 社会・援護局障害福祉部企画課 併任

出席 日野 力 厚生労働省老健局介護保険計画課 課長
出席 坂本 裕一 厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 下期検討事項について
3. 下期スケジュールについて
4. その他

【議事概要】

○板橋区構成員

- ・Gov-Cloudの先行事業について、現在の取り組み状況を共有してほしい。

⇒（デジタル庁）Gov-Cloudの取組状況として現在調達に向けた準備を行っている。具体的な進捗について、説明できる要素が現時点ではない状況である。先行事業については、公募期間は終了し準備を進めている状況であり、採択団体を選定していくことになる。先行事業の経過等については情報を共有していく。

⇒（厚生労働省情参室）先行事業について2つ確認させてほしい。1つ目は標準化対象の業務システムと標準化対象外の業務システムをGov-Cloud上で連携し処理することが先行事業として含まれているのか。2つ目は異なるクラウド間を連携し処理することも先行事業として含まれているのか確認させてほしい。

⇒（デジタル庁）現時点で先行事業の準備期間中であるため、詳細な情報については差し控えたい。採択団体が決まった後、計画等も含めて共有できるようにしたい。

⇒（生田座長）情報を共有できるのはいつ頃になりそうなのか教えてほしい。

⇒（デジタル庁）Gov-Cloud自体の調達が正式に進んでからとなると思われるが、もう少しで共有できるとされる。Gov-Cloudの担当班と連携しながら、速やかに情報を整理し提供したいと考えている。

○構成員意見

- ・資料1の5ページ目の右上にある「本庁職員と区役所職員」について、この区役所とは政令市における区役所であり、特別区の区役所ではないため、区別した記載としてほしい。政令市における組織や対応体制はその他自治体と違う部分があると認識している。この違いを1つの基準として整理するのは難しいと思っている。組織や対応体制の違いを念頭に置き、詳細な議論ができればよいのではないかと考える。

⇒（事務局）区役所の記載について、政令市であることが分かるように記載を見直す。自治体規模による組織や対応体制が異なる部分についても考慮した記載となるように対応する。

○構成員意見

- ・標準準拠システムにおける共通基盤の検討について、現在の取組状況と今後の取り組みについて情報提供してほしい。

⇒（事務局）共通基盤は、住民記録や税務の業務システムと横並びで連携している宛名システム等

を指していると解釈している。現在デジタル庁にて共通基盤等に関する調査研究を実施されていると認識しているため、デジタル庁より回答をお願いしたい。

⇒（デジタル庁）共通基盤についてはデジタル庁にて現状の把握や実態調査を行っている状況である。具体的な内容については、全体のスケジュールとして令和4年夏までに様々な要件は整理することとなっているため、共通基盤についても歩調を合わせながら整理したいと考えている。

⇒（厚生労働省情参室）2つ確認させてほしい。1つ目として、先ほどの説明内容からすると基本としてはSaaSを前提として共通基盤上にアプリケーションを乗せ運用する想定と思えたが、実態を把握した結果、共通基盤を構築している自治体がすべてではないため、PaaS環境にアプリケーションを乗せるとなった場合にはアプリケーションと親和性の高い運用管理ソフト等も併せて安定的な動作保証をするということも考えられているのか。2つ目として、データ要件・連携要件について、調整の状況によりスケジュールが変更となる可能性があるため、デジタル庁よりデータ要件・連携要件がいつ頃示されるのか、教えてほしい。

⇒（デジタル庁）共通機能として想定している内容については、大規模自治体等にてマルチベンダーを結び付ける共通基盤をどう考えるのかという点がある。一方でベンダーの状況として中小規模自治体（特に小規模自治体）ではオールインワンパッケージで運用していることが実情としてあると認識している。ただ、実態の内容を詳細に把握し、今後の将来像をどうしていくのが妥当なのかを含め検討していきたいと考えている。データ要件・連携要件の標準仕様に関する内容は令和3年度中に示し、令和4年度に入ったら自治体やベンダーへの意見照会を行いたいと考えている。ただし、デジタル庁だけで情報を持ったままにすることはなく、作業期間中も各業務と密に連携させてほしいと考えている。

⇒（事務局）データ要件・連携要件について、令和4年3月に案ができることは聞いている。令和4年度当初に全国への意見照会、令和4年8月にデータ要件・連携要件を定めると認識している。事務局として令和4年3月に示される案の状態で標準仕様書に取り込むべきなのか、全国意見照会を実施された後の令和4年8月時点の内容を取り込むべきなのか、方針が定まっていない。最終的に厚生労働省老健局にて省令・告示を策定される際はデータ要件・連携要件を取り込んだ標準仕様書でないとしないと認識している。そのため、どの段階のデータ要件・連携要件をもとに取り込むべきなのか今後デジタル庁と調整させてほしい。

⇒（座長）11月のWTは合同での開催とする可能性があるため、場合によっては11月のWTにて共有することを検討してほしい。

⇒（デジタル庁）説明の依頼があればWTにて説明を行う。

⇒（事務局）データ要件・連携要件の項目単位の共有は細かい話になるため、説明内容としては方向性等に関する内容になると考える。項目単位の摺り合わせは必要と考えるが、摺り合わせの方法や対応方針等をWT等にてデジタル庁より説明してもらいたい。

○厚生労働省老健局

- ・標準仕様書を最終的に基準省令として省令化していく作業は膨大な労力と精査が必要と考えている。作業量やマンパワーを考える上で基準省令を定める時期が非常に重要になる。これまでの話を踏まえると、データ要件・連携要件を標準仕様書に取り込む時期や粒度と、基準省令を定める時期

は密接に関連するため、留意してほしい。標準化法に基づき作成する基本方針に基準省令の策定期を定めることとなっているため、デジタル庁と総務省にて基本方針を作成する際には各府省にも相談してほしい。

⇒（デジタル庁）基本方針は令和3年度中に策定する予定で考えている。対象事務政省令について作業をお願いしている。基本方針を定めた後に基準省令についても詳細化していくため、基準省令の策定期は令和4年4月以降にはなる。最終的に令和7年度末までに標準準拠システムへの移行することと各府省にも意見を聞きながら、時期については示していきたいと考えている。

○事務局

・構成員からの質問内容で言葉の定義を確認させてほしい。共通基盤と言われたが、質問の内容から連携基盤のことを言われていると認識した。ベンダーが提供するオールインワンシステムは1つのベンダーで住記・税務・社会保障等を1つのシステムとして1つの基盤上で動いている。また、マルチベンダーであれば、連携基盤を構築し、住記や税等の情報を連携基盤上に格納することで、社会保障の業務等が必要に応じて取得することもある。現状、連携基盤は標準化対象の17業務に含まれていない。構成員からの質問としては現在利用している連携基盤は標準化した場合にどう構築すればよいのかを確認していると認識している。先ほどデジタル庁の説明内容で齟齬はないと思うが、連携基盤の状況は自治体での運用方法等を含め、デジタル庁でもすべて把握ができていないため、連携基盤というものを新たに構築すべきなのか、連携要件で全国統一のインタフェースを定めれば連携基盤自体が不要となるか等を含め、デジタル庁にて各自治体の状況を把握し判断するという理解であるが問題ないか。

⇒（デジタル庁）事務局の認識のとおりである。主にマルチベンダーとなっている大規模自治体が複数システムを運用していく上で、標準準拠システムをGov-Cloudにどう乗せていくのかを考えていく必要がある。宛名機能・共通機能のあり方を考えていくために、まずは実態調査から取り組んでいるという状況である。

⇒（構成員）この共通基盤はシステム分野に携わる人は地域情報プラットフォームであると理解していると思われる。地域情報プラットフォームをどうするのかという点も課題であると認識している。今回、地域情報プラットフォームの規格化を進めている団体であるAPPLICが構成員になっていない。APPLICは全国のベンダーと規格化を進めてきたという経緯があるため、場合によってはAPPLICにヒアリング等を行い、構成員へ情報提供してほしい。

⇒（デジタル庁）連携要件を定めるにあたり、地域情報プラットフォーム標準仕様をたたき台の1つとする作業方針を示している。作成元のAPPLICへのヒアリングも大事であると認識している。意見交換等を行いつつ、検討していきたい。

⇒（構成員）事務局にヒアリング等をお願いしたいとも考えている。

⇒（事務局）事務局では地域情報プラットフォームの内容はある程度把握しており、地域情報プラットフォーム標準仕様の介護保険を担当しているベンダーが構成員として参画しているため、地域情報プラットフォームに関する意見も把握できている認識である。

○構成員意見

・操作権限管理について、介護保険では広域連合もあるため、標準仕様書へ反映する際に考慮するようをお願いしたい。

⇒（事務局）承知した。

○構成員意見

- ・ 帳票様式について、標準準拠システムから出力する帳票のレイアウト変更は不可であり、告示等で規定すると聞いている。一方、ExcelやWord等を用い独自に標準準拠システム外で出力する場合は任意の様式を定めることができると理解している。告示等で定められる帳票様式はあくまでも標準という位置づけであり、独自で出力する帳票様式は告示等に縛られることなく自治体で定めることは今後も可能という解釈でよいのか。

⇒（厚生労働省老健局）帳票様式については令和3年度下期も引き続き検討していく。制度的な観点では省令等の本文にて様式に出力する事項が示されており、様式は省令の別表等で規定しているものがある。現行では省令の本文にある事項があれば、様式を多少工夫することは可能であると考えている。一方、標準準拠システムにおける帳票のレイアウトについてはデジタル庁と相談しつつ、どういう方針とするのか、自治体にて創意工夫を発揮できる場所をどう確保していくのか等を含め今後検討していきたい。

⇒（構成員）標準準拠システムにおける様式を規定することにメリットを感じないが、なぜ標準準拠システムではレイアウトの変更を不可とするのか確認させてほしい。

⇒（事務局）帳票様式については令和2年度から事務局でも検討していたが、デジタル庁より帳票レイアウトの変更は基本不可と示された経緯があるため、回答はデジタル庁よりお願いしたい。

⇒（デジタル庁）すべての業務にお願いしていることで、標準準拠システムにおいてはノンカスタマイズでお願いしたいというのが大きくある。主にカスタマイズが多い部分として帳票レイアウトがある。自治体独自の工夫ができないのではないかと懸念はあると思うが、今回を機に議論していただき、ベストプラクティスは何か検討いただきたい。

⇒（構成員）介護保険法施行規則で定めている様式との兼ね合いもあると思うが、標準仕様にて示される様式は規則・告示等で定められることで自治体としても対応しやすくなると思うので検討してほしい。

⇒（厚生労働省老健局）厚労省としても十分な整理が必要という認識はある。介護保険法の関連法令の中で統一化を諮っていくべきなのか、システムの観点で基準省令の中で統一化すべきなのか、法令の整備も含め考えていきたい。

以 上